

平成24年度 環境保全対策主要実施事業

1 環境基本計画推進事業	1
2 地球温暖化対策事業	1
(1) 地球温暖化対策地域推進計画事業	
(2) 地球温暖化防止実行計画推進事業	
(3) EMS（環境マネジメントシステム）推進事業	
(4) グリーン購入推進事業	
3 新エネルギー推進事業	1～2
(1) 低公害車普及促進事業	
(2) 住宅用太陽光発電システム導入促進事業	
4 環境啓発事業	2
(1) 環境月間事業	
(2) 環境啓発・学習事業	
(3) 水源地保護事業	
5 大気汚染常時監視事業	3
6 大気関係測定事業	4
7 悪臭関係測定事業	4
8 騒音・振動関係測定事業	5
9 水質関係測定事業	6～7
10 ダイオキシン類測定事業	7

1 環境基本計画推進事業

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動・生活様式の定着や都市化の進展により、生活排水や廃棄物問題等様々な形で都市・生活型公害の発生がみられるようになってきています。さらに、こうした日常生活や事業活動に伴う環境負荷の増大は、地球温暖化などの地球環境問題の原因のひとつと考えられています。

このような社会経済情勢の変化や、地球温暖化などの新しい環境問題に対応するため、「第2次和歌山市環境基本計画」の推進に取り組み、各課における事業の進捗状況を取りまとめ、年次報告書を作成・公表します。

2 地球温暖化対策事業

(1) 地球温暖化対策地域推進計画事業

地球温暖化問題は、大気中の温室効果ガス濃度の増加により気温の上昇を引き起こすなど、人類が直面する最重要課題の一つであり、早急に取り組む必要があります。本市では、「和歌山市地球温暖化対策地域推進計画」を平成21年3月に策定し、市全域における温室効果ガスの削減を推進していますが、平成24年度が最終目標年度となるため、新たな推進計画の素案の作成に取り組んでいきます。

(2) 地球温暖化防止実行計画推進事業

和歌山市環境基本計画に基づき、市も大きな事業者であるという認識のもと、自らが率先して温室効果ガスの削減を図るため、「和歌山市地球温暖化防止実行計画（平成21年度～平成25年度）」の目標の達成に努めます。

(3) EMS（環境マネジメントシステム）推進事業

環境基本計画や地球温暖化防止実行計画等の目標達成に向け、簡素で効率的な市独自の環境マネジメントシステムを運用しています。平成24年度も、市の事務事業の実施における環境負荷の低減に向け、環境保全の継続的な改善に取り組みます。

(4) グリーン購入推進事業

持続可能な循環型社会の構築を図るため策定している「グリーン購入方針」に基づき、平成24年度の「グリーン購入計画」を策定し、紙類や文具等に関する対象品目、判断基準、購入目標等を定め、環境負荷の小さい製品やサービスを優先して購入します。

3 新エネルギー推進事業

(1) 低公害車普及促進事業

本市では、地球温暖化防止、大気環境の保全やエネルギー資源の有効利用を図るため、環境に配慮した低公害車の普及促進に努めており、平成24年度も市営駐車場（中央駐車場、城北公園地下駐車場、けやき大通り地下駐車場及び大新地下駐車場の計4か所）の駐車料金のうち最初の1時間（ただし、けやき大通り地下駐車場については、1時間30分）を無料にするとともに、定期駐車料金の優待を実施します。

また、地球温暖化対策の一環として、二酸化炭素や排気ガスが出ない電気自動車を導入し、より広く市民、事業者の方々へ環境問題への意識啓発を図るとともに、環境配慮型の環境にやさしい街づくりを推進します。

(2) 住宅用太陽光発電システム導入促進事業

地球温暖化対策の一環として、市内における新エネルギーの導入及び家庭における省エネルギー活動の促進を図るため、新たに太陽光発電システムを設置した個人の方に、自家消費後の余剰電力に対して、引き続き補助を実施します。

4 環境啓発事業

(1) 環境月間事業

住民が環境の保全についての関心と理解を深め、積極的に行動する意欲を高めるため、環境基本法に定められた6月5日の「環境の日」を中心とする6月に「環境月間事業」として、地球温暖化防止対策や生活排水対策の街頭啓発やエコワットの貸出しなどを行います。

また、水質汚濁防止法、大気汚染防止法や騒音規制法等の規制対象となる工場・事業場への立入調査を実施し、環境月間の啓発に努めます。

(2) 環境啓発・学習事業

環境問題の解決のためには、市民一人ひとりが積極的に環境への関心と理解を深め、それぞれのライフスタイルを改めるなど、具体的に行動することが大切です。

そのため、出前講座、親子生き物観察教室や環境保全講演会及び市報わかやまへの啓発記事の掲載など環境問題について学習する機会を提供することにより、環境に対する意識の向上を図ります。

また、日常生活における生活排水対策として、各地区で啓発活動の中核となる生活排水対策指導員への勉強会を実施するとともに、指導員などを中心に生活排水対策説明会の開催に取り組みます。

(3) 水源地保護事業

貴重な水環境保全の観点から、紀の川の水源地である奈良県吉野郡川上村との「吉野川・紀の川水源地保護に関する協定」に基づき水源地保護事業を推進します。平成24年度は、拡充した「市民の森」において、森の再生に向けた森づくり体験や源流を体感し自然を守るための源流学習会を開催し、一人でも多くの市民に人と自然がふれあうことの大切さを実感してもらいます。

5 大気汚染常時監視事業

本庁舎内に設置している公害監視センターと市内の12地点における測定局（内1か所は県設置測定局）をテレメータシステムにより接続し、大気汚染の常時監視を実施します。

また、光化学オキシダントについては、5月上旬から10月上旬までの間、特別監視体制をとり休日も含め監視に努めます。

表1 常時監視測定局及び測定項目

No.	測定局及び測定地点	所在地	測定項目							種別
			二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化炭素	オキシダント	窒素酸化物	風向・風速	
1	木の本社宅	松江北5-1295-46	○	○					○	一般環境大気測定局
2	湊小学校	湊2-17-40	○	○	◎				○	
3	明和中学校	紀三井寺832-1	○	○			○	○	○	
4	西保健センター	松江東3-2-63	○	○			○	○	○	
5	島橋地区会館	島橋北ノ丁1-22	○	○					○	
6	中之島小学校	中之島1491	○	○			○	○	○	
7	宮前小学校	北中島1丁目7-4	○						○	
8	小倉小学校	新庄348	○	○	○		○	○	○	
9	清明寮	西庄1095					○	○	○	
10	市立和歌山高校	六十谷45	○	○	○		○	○	○	
11	新南小学校	木広町4-23				○				自動車排出ガス測定局
12	環境衛生研究センター	砂山南3-3-45		●			●	●	●	一般環境大気測定局

○は市設置局

●は県設置局

◎は国設置局

6 大気関係測定事業

(1) 重油中硫黄分測定

大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設を設置している工場・事業場のうち重油を燃料としている施設について、15検体の重油抜き取り調査を実施します。

(2) ばい煙測定

大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設のばい煙監視及び苦情等に対応するため、年12回窒素酸化物・硫黄酸化物等の測定を実施します。

(3) 降下ばいじん測定

降下ばいじんの測定は、市内4地点（湊地区・松江地区・木本地区・野崎地区）で、年12回実施します。

(4) 有害大気汚染物質モニタリング

有害大気汚染物質による大気の汚染状況を把握するため、市内2地点（河南コミュニティセンター・木本連絡所）で、年12回有害物質21項目の測定を実施します。

(5) アスベスト測定

特定粉じん排出等作業中のアスベストの大気中濃度を把握するため、解体現場等の敷地境界2地点で、測定を実施します。

(6) 放射線測定

大気中の放射線量の実態を把握するため環境測定（地上1m）として、可搬型サーベイメーターを用い、市内5地点（①加太小学校・②市立和歌山高校・③中之島小学校・④小倉小学校・⑤明和中学校）で、月2回の測定を実施します。

7 悪臭関係測定事業

(1) 環境測定

悪臭を監視するため、市内4地点（松江西・島橋公園・東高松児童遊園・田井ノ瀬駅前）で、年2回の特定悪臭物質22項目の測定を実施します。

(2) 実態調査

嗅覚測定方法により、発生源周辺4地点及び発生源2か所で、実態調査を実施します。

(3) 排水中の悪臭測定

食品関係、化学関係及び染色関係の工場・事業場3か所で、特定悪臭物質4項目の測定を実施します。

(4) その他悪臭測定

悪臭苦情に応じて、随時測定を実施します。

8 騒音・振動関係測定事業

(1) 環境騒音測定（一般の地域）

市内の代表と思われる地域36地点の内、7地点（表2）で、騒音の測定を実施します。

(2) 環境騒音測定（道路に面する地域）及び自動車騒音測定

幹線交通を担う道路（一般県道以上の道路及び4車線以上の市道）を対象に11地点（表3）で、騒音の測定及び交通量、走行速度の調査を実施します。

表2. 一般の地域

No.	測定場所
1	西庄707
2	市小路192-3
3	善明寺390-3
4	島116
5	鷺ノ森南ノ丁1
6	鳴神967-3
7	松ヶ丘二丁目5-23

表3. 道路に面する地域及び自動車騒音測定

No.	測定場所	道路名
1	加納383	国道24号
2	西汀丁	国道26号
3	紀三井寺618	国道42号
4	松江北二丁目20-7	県道粉河加太線
5	湊569	県道新和歌浦梅原線
6	小雑賀805-1	県道和歌山海南線
7	岩橋560-4	県道岩橋栗栖線
8	市小路93	県道紀ノ川停車場平井線
9	梶取242-1	県道紀ノ川停車場線
10	手平二丁目1-2	市道新和歌浦中之島紀三井寺線
11	新中島77-1	県道和歌山橋本線

(3) 特定工場等における騒音測定

特定工場の密集している4地域（1：湊・松江・西庄・梶取地域、2：湊薬種畑地域、3：中之島・納定地域、4：宇須・小雑賀地域）で、年4回の騒音測定を実施します。

(4) 航空機騒音の測定

関西国際空港の運用に伴い、周辺地域住民の生活環境の保全を図るため、2地点（深山、加太）で、騒音の調査を県・市合同で実施します。

(5) 道路交通振動測定

交通量の多い幹線道路沿いの22地点（表4）で、振動の測定及び交通量の調査を実施します。

表4. 道路交通振動測定

No.	測定場所	道路名
1	一番丁	国道24号線
2	本町四丁目	国道24号線
3	中之島	国道24号線
4	湊	国道26号線
5	小人町南ノ丁	国道26号線
6	小松原通三丁目	国道42号線
7	和歌浦東四丁目	国道42号線
8	布引	国道42号線
9	松江北二丁目	県道粉河加太線
10	今福五丁目	県道新和歌浦梅原線
11	築港一丁目	県道和歌山港線

No.	測定場所	道路名
12	友田町四丁目	県道和歌山停車場線
13	北中島一丁目	県道和歌山海南線
14	広瀬通丁二丁目	県道和歌山野上線
15	北島	県道和歌山港北島線
16	秋月	県道鳴神木広線
17	新中島	県道和歌山橋本線
18	広瀬中ノ丁一丁目	市道本町和歌浦線
19	雄松町五丁目	市道大橋島崎線
20	中之島	市道新和歌浦中之島紀三井寺線
21	出水	市道出水栗栖線
22	榎原	市道西脇山口線

9 水質関係測定事業

(1) 公共用水域水質調査

水質汚濁防止法に基づく公共用水域の常時監視として、図1に示す河川18地点、海域19地点の合計37地点で、毎月1回の水質調査を実施します。

図1 公共用水域水質調査地点



(海域)

地点番号	測定地点	水域類型
1	田倉崎	AⅡ
2	西ノ庄沖	AⅡ
3	◎松江沖	AⅡ
4	◎北港入口	AⅢ
5	◎北港内	BⅢ
6	◎北港沖	AⅡ
7	紀の川河口	AⅢ
8	○紀の川沖	AⅢ
9	◎本港内	CⅢ
10	◎本港入口	BⅢ
11	◎本港沖	AⅢ
12	◎南港内	BⅢ
13	◎雑賀崎	AⅡ
14	◎和歌川河口	BⅡ
15	○毛見沖	AⅡ
16	○和歌浦湾沖	Ⅱ
17	◎築地橋	CⅢ
18	◎養翠橋	CⅢ
19	◎養翠橋	CⅢ

(河川)

地点番号	河川名	測定地点	水域類型
20	大門川	鳴神橋	C
21	"	親在家橋	C
22	◎"	伊勢橋	C
23	◎有本川	若宮橋	C
24	"	有本川橋	C
25	◎真田堀川	甫斎橋	C
26	◎和歌川	海草橋	B
27	"	新堀橋	B
28	"	飯塚橋	B
29	◎"	旭橋	B
30	和田川	丈夫橋	B
31	◎"	新橋	B
32	◎市堀川	住吉橋	C
33	"	材木橋	C
34	◎土入川	材入橋	C
35	◎"	河合橋	B
36	"	鳥橋	B
37	"	堰橋	B

◎は海域COD、河川BODの環境基準点
○は全窒素、全磷の環境基準点

(2) 工場排水調査

水質汚濁防止法、和歌山県公害防止条例に基づき、88工場・事業場に立入りし、排水調査を実施します。

(3) 着色排水調査

和歌山市排出水の色等規制条例に基づき、32工場・事業場に立入りし、着色排水調査を実施します。

(4) 地下水調査

市内における地下水の水質の状況を把握するため、30地点で有害物質26項目の調査を実施します。

(5) 水浴場調査

6水浴場（加太・磯の浦・浪早・新和歌浦・片男波・浜の宮）で、開設前及び開設中に水質調査を実施します。

(6) ゴルフ場排出水の農薬調査

ゴルフ場に散布される農薬による周辺への環境に及ぼす影響を把握するため、市内3ゴルフ場（和歌山カントリー倶楽部・小倉カントリー倶楽部・貴志川ゴルフ倶楽部）を対象に、調整池等で38項目の農薬調査を実施します。

1.0 ダイオキシン類測定事業

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気・土壌・公共用水域・地下水等の調査を実施します。

(1) 大気環境調査（一般の地域4地点、発生源周辺地域1地点）

(2) 土壌調査（5地点）

(3) 公共用水域調査（水質21地点、底質19地点）

(4) 地下水調査（4地点）

(5) 工場排出ガス調査（4検体）

(6) 工場排水調査（3検体）